

令和7年度 長岡市事業継続・事業承継計画策定推進補助金 (BCP・事業承継・経営改善補助金)

公募要領

市内中小企業者等の災害対応力向上、円滑な事業承継、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の経営改善に要する経費に対し、補助金を交付し、事業継続力強化を図ります。

○申請期間 ※予算額に達した時点で終了します。

【BCP型／事業承継型／事業承継型の特例】

補助金交付申請書：令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで（必着）

補助金実績報告書：令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

【経営改善型】

補助金交付指定申請書：令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで（必着）

補助金交付申請書兼実績報告書：令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで（必着）



長岡市 商工部 産業支援課

補助対象者

市内に事業所を有し、申請時において同一事業を1年以上営む中小企業等

※法人の場合は原則市内本社の方が対象となります。

※長岡市がんばる地域企業基本条例（令和2年4月1日制定）に掲げる地域企業である会社又は個人。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は含まれません。また、長岡市事業継続・事業承継計画策定推進補助金交付要綱に定める業種（農林漁業、金融・保険業の一部、宗教法人など）も補助対象となりません。

補助対象事業、補助額（補助率）、補助対象経費

過去において交付決定を受けた方が、同一の申請区分による申請を行うことはできません。
また、事業承継型と事業承継型の特例は、同一の申請区分と見なします。

BCP型 上限30万円（補助対象経費の1／2以内）

<補助対象事業>

BCP（事業継続計画）または事業継続力強化計画の策定

<補助対象経費>

- 税理士や金融機関等の支援機関への業務委託料等
- BCP等策定に関する研修の受講料、又は研修を実施する際の講師謝金等
- その他の補助対象事業に関連する経費

事業承継型 上限30万円（補助対象経費の2／3以内）

<補助対象事業>

事業承継計画策定や企業価値の算出等

<補助対象経費>

- 税理士や金融機関等の支援機関への業務委託料等
- 事業承継に関する研修の受講料、又は研修を実施する際の講師謝金等
- その他の補助対象事業に関連する経費

事業承継型の特例 上限50万円（補助対象経費の2／3以内）

<補助対象事業>

特例承継計画の策定、及びM&Aによる引継ぎ（買収側を除く）

<特例承継計画の策定の補助対象経費>

- 税理士や金融機関等の支援機関への業務委託料等
- 事業承継に関する研修の受講料、又は研修を実施する際の講師謝金等
- その他の補助対象事業に関連する経費

<M&Aによる引継ぎの補助対象経費>

- 支援機関との契約に基づきマッチングを行う際に発生する費用
- M&A成立時にかかる仲介手数料
- その他の補助対象事業に関連する経費

※各研修は、キャリアアップや技能習得等、補助対象事業に直接関係のないものは除きます。

経営改善型

国が実施する「早期経営改善計画策定支援事業」または「経営改善計画策定支援事業」を受けている事業者に対して策定経費の一部を補助します。

<補助対象事業・補助額>

早期経営改善計画の策定 上限5万円（補助対象経費の1/2以内）

経営改善計画の策定 上限20万円（補助対象経費の1/2以内）

<補助対象経費>

新潟県中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）が認定した「早期経営改善計画」または「経営改善計画」の策定に係る経費（伴走資金、金融機関交渉に係る経費を除く）のうち、認定支援機関に支払った経費

<要件>

- ・令和7年4月1日以降に、協議会に対し、「（早期）経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行っていること。
- ・令和8年2月27日までに、協議会が発行する「計画策定費用支払通知書」を受領していること。

申請手続き

【BCP型／事業承継型／事業承継型の特例】

- ① 補助対象事業の実施前に次の書類を提出してください。
 - ・補助金交付申請書（専用書式）
 - ・会社案内、パンフレット等（自社の事業がわかるもの）
- ② 補助対象事業の実施後に次の書類を提出してください。
 - ・補助金実績報告書（専用書式）
 - ・補助対象経費の請求書、領収書
 - ・本事業により策定した計画

【経営改善型】

- ① 計画策定前：協議会へ（早期）経営改善計画策定支援事業の利用申請を行い、利用申請受理通知を受領した後に次の書類を提出してください。
 - ・補助金交付指定申請書（専用書式）
 - ・会社案内、パンフレット等（自社の事業がわかるもの）
 - ・協議会へ提出した「（早期）経営改善計画策定支援事業利用申請書」及び「業務別見積明細書」の写し
 - ・協議会が発行した「（早期）経営改善計画策定支援に係る利用申請受理の通知」の写し
- ② 計画策定後：協議会へ（早期）経営改善計画策定支援事業支払申請を行い、「計画策定費用支払通知書」を受領した後に以下の書類を提出してください。
 - ・補助金交付申請書兼実績報告書（専用書式）
 - ・協議会へ提出した「（早期）経営改善計画策定支援事業費用支払申請書」及び「業務別請求明細書」の写し

- ・協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し
- ・認定支援機関への支払額が確認できる書類（請求書、領収書）

申請期間

【BCP型／事業承継型／事業承継型の特例】

補助金交付申請書：令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで（必着）

補助金実績報告書：令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

【経営改善型】

補助金交付指定申請書：令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで（必着）

補助金交付申請書兼実績報告書：令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

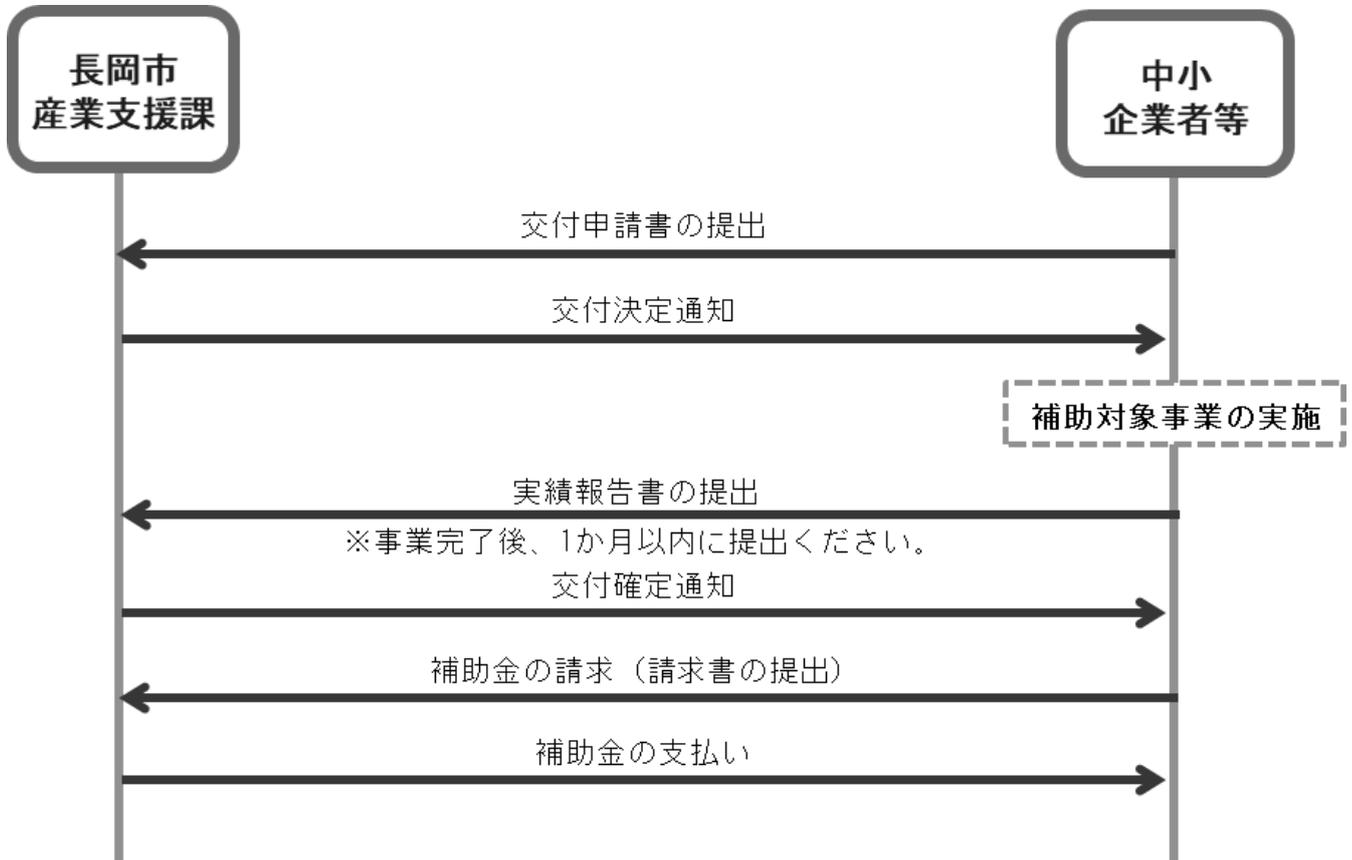
ご注意ください

- ・令和8年度における本補助制度の実施は未定です。
- ・令和8年2月27日（金）までに協議会が発行する「計画策定費用支払通知書」を受領した方は、令和8年度に本補助制度を継続実施する場合でも、令和8年度の本補助制度を利用できません。必ず令和8年2月27日（金）までに、「補助金交付申請書兼実績報告書」を提出してください。
- ・令和8年2月28日（土）以降に「計画策定費用支払通知書」を受領する予定の方で、令和8年度に本補助制度の利用を希望する方は、「（早期）経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受理の通知」を受領した時点で、長岡市へ交付指定申請書を提出してください。この場合、3月31日（火）まで交付指定申請書を受付けます。

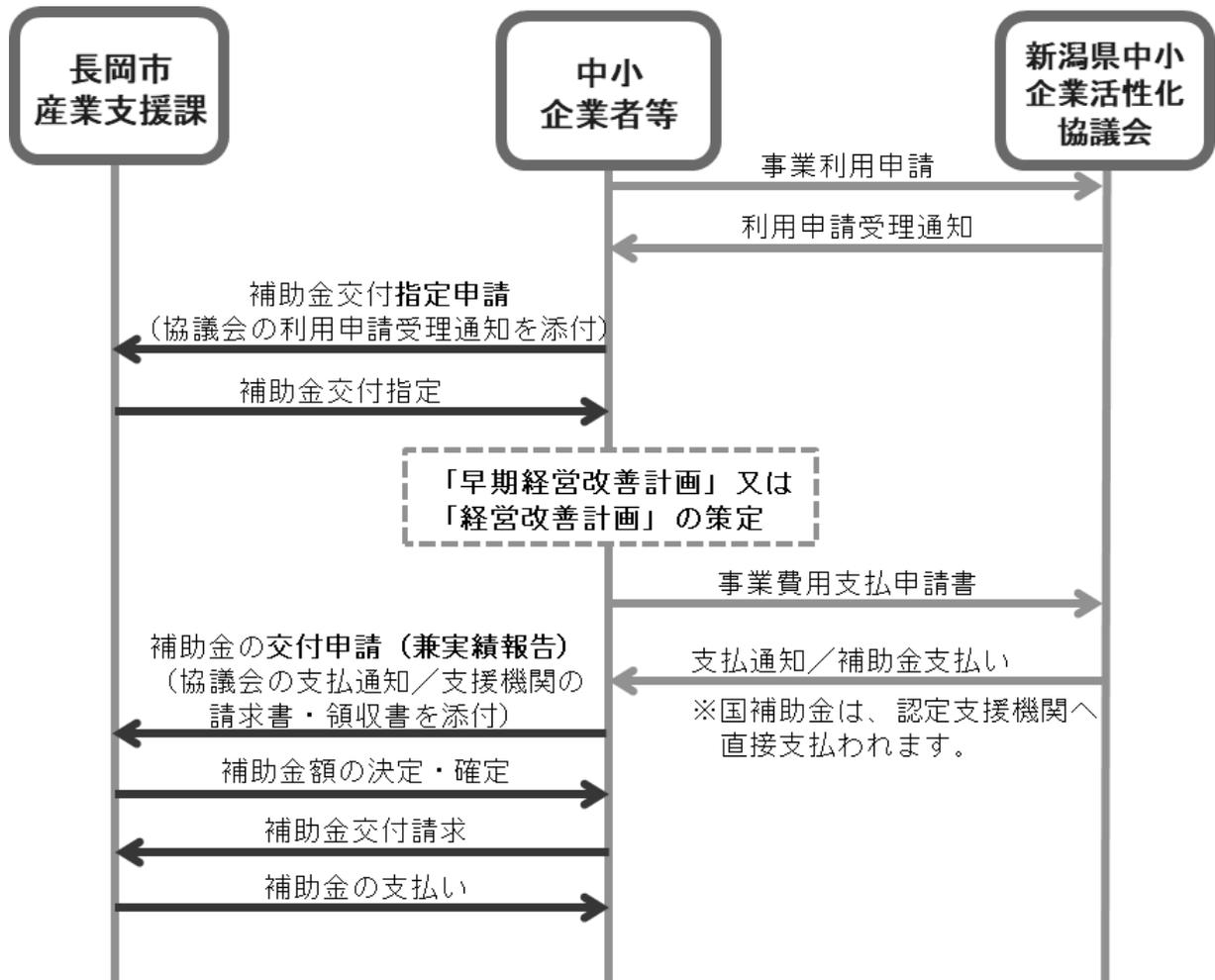
※予算額に達した時点で終了します。

申請・手続きの流れ

【BCP型、事業承継型、事業承継型の特例】



【経営改善型】



その他

- 補助対象期間は、原則として交付決定日から令和8年2月27日（金）までです。
ただし、やむを得ず交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、理由を確認の上、交付申請日から交付決定日の間も対象として認めることがあります。申請の際にご相談ください。
- 実績報告書の提出期限は令和8年2月27日（金）としますが、事業完了後、1か月以内に提出するようお願いします。
- 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とします。
- 消費税及び地方消費税、印紙税等の税金や銀行振込手数料等は対象となりません。
- 補助金交付申請書（専用書式）は長岡市ホームページからダウンロードできます。
- 提出書類は返却しませんので、ご自身で控えを保管してください。また、上記以外にも追加資料の提出を求める場合があります。
- BCPや事業継続力強化計画、事業承継計画や特例承継計画策定の場合は実績報告時に策定した計画を提出いただきます。

お問い合わせ先

ながおか事業承継応援ワーキング会議

長岡市 商工部 産業支援課 事業承継相談窓口

〒940-0062 新潟県長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎 6階

Tel : 0258-39-2222 E-mail : syougyo@city.nagaoka.lg.jp

長岡商工会議所	0258-32-4500	日本政策金融公庫長岡支店	0258-36-4360
長岡地域商工会連合(事務局:寺泊町商工会)	0258-75-2574	関東信越税理士会長岡支部	0258-33-8080
長岡信用金庫審査部経営支援課	0258-37-5435	(一社)新潟県中小企業診断士協会	025-378-4021
第四北越銀行コンサルティング事業部	025-229-8164	SME Cコンサルタンツ(株)	025-271-5878
大光銀行地域産業支援部	0258-36-4111	パートナーズプロジェクト税理士法人	0258-36-2684
新潟県信用保証協会長岡支店	0258-35-5714	新潟県事業承継・引継ぎ支援センター	025-246-0080

【補助金お問い合わせ・申請先】

長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

E-mail : syougyo@city.nagaoka.lg.jp TEL : 0258(39)2222 FAX : 0258(36)7385